

関 係 各 位

福岡検疫所食品監視課

品目登録制度における運用上の変更点について

今般、厚生労働本省より、品目登録制度において、登録可能となる届出内容として、検査結果を追加した旨の通知があり、併せて、この品目登録制度において受入可能な検査結果であるサンプル試験品を用いたものの試験結果成績書の作成手順が示されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

<品目登録において登録可能な検査結果>

- (1) 輸入届出を行った食品等で実施された検査結果
- (2) 輸入届出を行わない食品等で実施され、次の要件に適合する登録検査機関の検査結果（以下の a、b のうち、食品衛生法施行規則第 3 2 条第 1 項第 3 号から第 7 号までに掲げる事項に該当するものについても登録する）
 - a 検査結果通知書に平成 20 年 7 月 31 日付け食安輸発第 0731001 号に定める事項のほか、次の事項が記載されているもの。
 - (a) 製造者又は輸出者から登録検査機関に直接送付された未開封（税関等行政機関の検査による開封を除く。）の検体を検査に供したもの
 - (b) 検体を特定する名称、品番、JAN コード、製造者名等
 - (c) 原材料、材質等
 - (d) 下記 b に掲げる書類が検体に係るものであることを確認した上で検査を実施したもの
 - b 検査結果に製造者等が作成した次の書類が添付されているもの。
 - (a) 検体を特定する名称、品番、JAN コード、製造者名等及び検体が製造者等から登録検査機関に直接送付されたことを証するインボイス、船荷証券（B/L）等
 - (b) 検体を特定するカタログ、写真等
 - (c) 検体が部品である場合には、製品との関連を示す展開図などの図面等
 - (d) 適用される規格基準が特定可能な原材料、材質、製造方法（検体が加工食品の場合に限る。）を証する書類
- (3) 器具及び容器包装並びにおもちゃであって、平成 21 年 8 月 31 日までに、平成 20 年 7 月 31 日付け食安輸発第 0731001 号に基づき作成された検査結果

品目登録について

品目登録におけるサンプル試験結果成績書の作成手順

